

事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○運営基準では、特定教育・保育施設等の事業者は、事故が発生した場合の対応等が記載された事故防止のための指針を整備することとされている。

そこで、施設・事業者、自治体が、実態に応じて体制整備や教育・保育等を実施していくにあたって参考とするガイドラインを作成した。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日)

1 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通

○事故発生時の段階的な対応

(①事故発生直後(応急処置および状況把握)、②事故直後以降(関係者への連絡、自治体の支援による対応他、③事故状況の記録、④保護者等への対応、⑤報道機関への対応、⑥国、自治体への事故報告、⑦明らかな危険要因への対応、⑧事故後の検証)

2 事故防止のための取組み～施設・事業者向け

○発生防止

- (1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項(①睡眠中～窒息リスクの除去の方法、②プール活動・水遊び、③誤嚥(食事中)、④誤嚥(玩具、小物等)、⑤食物アレルギー～人的エラーを減らす方法の例)
- (2) 職員の資質の向上(①研修や訓練の内容、②研修への参加の促進)
- (3) 緊急時の対応体制の確認 (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連絡 (5) 子どもや保護者への安全教育 (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト (7) 事故の発生防止のための体制整備

○再発防止

- (1) 再発防止策の策定 (2) 職員等への周知徹底

3 事故防止のための取組み～地方自治体向け

○発生防止

- (1) 自治体と施設・事業者との連携整備及び事故発生時の対応のための体制整備
- (2) 職員の資質向上 (3) 指導監査等の実施 (4) 施設・事業者への周知と取組の推進

○再発防止

- (1) 当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と再発防止策の周知
- (2) 検証結果等を踏まえた指導監査等